

# 文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本事業は、丹波焼の文化的価値が伝わる展示機能の不足や施設のコンセプトが明確になっていないなどの課題に対して、丹波焼が生まれる風土を体感し、窯元に会いたくなるゲートウェイとして、「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」をリニューアルするための基本計画を策定するものである。丹波焼の文化的価値が伝わるとともに、「行ってみたい」と誰もが思う魅力を演出できるような基本計画の企画提案及び同計画への関係者の意見反映プロセスに関する方法を公募型プロポーザル方式により広く募集し、確かな設計技術力があり、豊かな創造力と企画力を集結して業務に取り組む事業者を選定する。

### 2. 委託業務名

文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務

### 3. 委託業務上限額

8,305千円（税込）

この金額は、契約額の上限を示すもので、この金額での契約締結を約束するものではない。

### 4. 委託業務内容

陶の郷展示等リニューアルにかかる基本計画の策定とし、別に定める特記仕様書のとおりとする。具体的な業務実施方法等については、プロポーザルにより特定された事業者の提案をもとに決定するものとする。

### 5. 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

### 6. 参加資格要件

プロポーザル方式の企画提案者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提出期限において、丹波篠山市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

## 7. プロポーザルのスケジュール

実施要領の公開・配布開始	令和5年10月30日(月)
施設見学会	令和5年11月7日(火) 9時30分から
質問書の提出期限	令和5年11月8日(水) 17時必着
質問及び回答事項の市ホームページへの掲載日	令和5年11月10日(金) 予定
参加申込書の提出期限	令和5年11月14日(火) 17時必着
企画提案書等の提出期限	令和5年11月21日(火) 17時必着
プレゼンテーションの実施日	令和5年11月24日(金) 時間未定(別途通知)
プレゼンテーション審査結果の通知・公表日	令和5年11月29日(水) 予定
契約候補者との協議	決定後、速やかに
契約の締結	協議が整い次第、速やかに
業務完了	令和6年3月22日(金)

## 8. プロポーザルの手続き

### (1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(様式第1号)により受け付ける。

- ①提出期限 令和5年11月8日(水) 17時必着
- ②提出方法 質問書に質問事項を記載し電子メールで提出
- ③回答方法 提出された質問に対する回答は、一括して丹波篠山市ホームページに掲載(令和5年11月10日(金)予定)

### (2) 参加申込書の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- ①提出期限 令和5年11月14日(火) 17時必着
- ②提出先 本要領12.書類の提出先及び問い合わせ先に同じ
- ③提出書類 プロポーザル参加申込書(様式第2号)  
会社概要(組織や業務内容等を記したパンフレット等)
- ④提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合は、事前に電話予約の上、平日の9時から17時までの間に持参。  
郵送の場合は、書留等受取日と配達されたことが証明できる方法で郵送すること。

※参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第3号)を提出すること。

### (3) 施設見学会の開催

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により開催する施設見学会に参加することができる。なお、参加を希望する者は、事前に施設見学会申込書(様式第4号)を提出すること。

※施設見学を希望するが、開催日に参加することができない者は、商工観光課に連絡(電話:079-552-6907)し、調整すること。

- ①開催日時 令和5年11月7日(火) 9時30分～
- ②開催場所 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷(兵庫県丹波篠山今田町上立杭3番地)
- ③提出期限 令和5年11月6日(月) 12時必着
- ④提出方法 持参又は郵送(ファックス・電子メールでも可)
- ⑤提出先 本要領12.書類の提出先及び問い合わせ先に同じ

### (4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- ①提出期限 令和5年11月21日(火) 17時必着
- ②提出先 本要領「12.書類の提出先及び問い合わせ先」に同じ
- ③提出書類 企画提案書  
見積書及び財務諸表等必要書類  
※企画提案書等の作成については、本要領「9.企画提案書等の提出」を参照
- ④提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合は、事前に電話予約の上、平日の9時から17時までの間に持参。  
郵送の場合は、書留等受取日と配達されたことが証明できる方法で郵送すること。

(5) プレゼンテーションの実施

- ①実施日 令和5年11月24日(金)
- ②会場等 時間及び会場は、企画提案参加者に対して別途通知する。
- ③実施時間 1事業者につき35分以内(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答10分)を基本とする。※ただし、参加者数によって変更の場合がある。
- ④内容 プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うことを基本とする。提案内容をまとめたものによるプレゼンテーションでも可能とするが、その場合は、必ず企画提案書の内容に合致したものとし、説明の際に企画提案書における記載ページ等の説明を加えること。
- ⑤参加人数 3名まで(事業責任者を必ず含むこと)
- ⑥使用機器 プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター、スクリーンを除き、必要な機器等は各事業者が用意すること。ただし、機器等を使用する場合は、あらかじめ商工観光課に連絡すること。
- ⑦審査基準 別紙「企画提案書審査基準」に基づき審査を行う。
- ⑧選定委員 観光交流部長、商工観光課長、文化財課長、丹波立杭陶磁器協同組合2名

(6) プレゼンテーションによる審査結果の通知・公表

- ①契約候補者の選定  
プレゼンテーションや提出された企画提案書等の内容を、市が設置する選定委員会において審査し、契約候補者を選定する。
- ②審査結果の通知・公表  
審査結果については、企画提案参加者に書面で通知するとともに、丹波篠山市ホームページで公表する。
- ③通知日等 令和5年11月29日(水) 予定

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書及び提案書
  - ・企画提案書は様式第5号による。
  - ・提案書は、別紙「特記仕様書」を基に、「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」の展示・解説の改修、リニューアルの基本的な考え方を記載するとともに、施設内のゾーニングや、観光客の満足度を高め、施設を強く印象付けるようなレイアウトなど、具体的な提案を記載すること。
  - ・施設の配置図やパース図等については、提案内容が可視化できるように工夫し、必要に応じて説明図表等を添付することも可能とする。
- ②費用見積書  
委託業務に係る費用見積書(様式第6号)を作成の上、提出すること。  
※見積金額は税込の額とし、具体的な積算内訳書を別途添付すること
- ③事業責任者報告書及び誓約書  
事業責任者報告書及び誓約書は、それぞれ様式第7号及び様式第8号による。

- (2) 企画提案書に添付する関係書類の書式
  - ・企画提案書に添付する関係書類はA 4版縦（図面はA 3版をA 4版に折り込み可）、左綴じ、横書きとし、1冊にまとめること。
  - ・企画提案書に添付する関係書類にはページ番号を付け、カラー印刷を取り入れた分かりやすいものとする。

- (3) 提出部数

提出部数は6部（会社名等あり1部、会社名等なし5部）

## 10. 契約の締結

- (1) 選定委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、評価結果の上位者から順に協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。

## 11. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等、本プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び契約手続き等、本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内のみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 参加者の企画提案書等の著作権は、プロポーザル参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書等の著作権は、委託契約締結時点で丹波篠山市に帰属するものとする。
- (7) 委託業務における成果物の著作権は、丹波篠山市に帰属するものとする。委託契約期間終了後、丹波篠山市が成果物を使用するにあたり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (8) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、プロポーザルを無効とする。
- (9) 審査結果についての異議申し立ては、受理しない。

## 12. 書類の提出先及び問い合わせ先

丹波篠山市 観光交流部 商工観光課（丹波篠山市役所第2庁舎2階）

住所 〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41番地

電話 079-552-6907（直通）

FAX 079-556-7021

メールアドレス kanko\_div@city.sasayama.hyogo.jp

# 文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務 — 仕様書 —

文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務を実施するにあたり、次の要求事項を満たすこと。

## 1. 適用

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、丹波篠山市（以下「発注者」という。）が発注する『文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定等業務』に係る業務（以下「策定等業務」という。）委託に適用する。

## 2. 委託業務の目的

リニューアル工事及び適正な業務に資することを目的とするなかで、専門的知識並びに業務資格を有するため委託を実施するものである。

## 3. 業務概要

### 1) 委託業務名

『文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務』

### 2) 業務内容

基本計画策定業務（協議・打ち合わせ・現地調査・計画書作成）

### 3) 業務履行期間

契約日より令和6年3月22日（金）まで

### 4) 計画施設概要

- ・施設名称 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷
- ・所在地 兵庫県丹波篠山市今田町上立杭3番地

## 4. 業務の実施

### 1) 一般事項

現地調査を行い、丹波立杭陶磁器協同組合の意向を十分に考慮し、基本計画を策定すること。

### 2) 打合せ及び記録

- ・業務を適正かつ円滑に実施するため、策定等業務受託者（以下「受託者」という。）は発注者との打合せを密に行い、詳細な点についても緊密な連絡を保ちながら業務を行うものとする。
- ・受託者は、協議・打合せ事項等は全て書面（打合協議録）に記録し、発注者へ提出しなければならない。

## 5. 資料等の貸与及び返却

1) 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意を持って取り扱わなければならない。

貸与の際には、借用書作成・押印のうえ貸借を行い、委託業務完了後返還すること。

万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2) 受託者は業務の実施にあたり適用基準及びその他関係資料の貸与（以下、「貸与資料」という。）を受けた場合において、その貸与資料の必要がなくなったときは、直ちに発注者に返却するものとする。

3) 受託者は仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。発注者が必要とし返却を求めた際にはその指示に従うこと。

## 6. 提出書類

受託者は業務の着手及び完了にあたり、発注者の契約約款に定める書類を遅滞なく提出しなければならない。受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、任意様式により提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

## 7. 守秘義務

受託者は本業務の遂行上知り得た事項並びに関連資料を当該業務に係わる者以外に漏らしてはならない。

特に積算に関する資料については厳重な管理をしなければならない。

## 8. 資料の収集

当該業務に必要な資料は原則として受託者が関係機関に出向き収集する。

## 9. 協議・打合せ・説明

受託者は本業務に関連する関係者との協議・打合せにおいて、発注者が申請した時は誠意を持って対処するものとする。

また業務執行中、下記に示す時期に打合せ・説明を行うものとする。但し、下記以外においても必要と思われる場合、担当職員と随時連絡を密に行い業務を遂行すること。

## 10. 成果品

1) 本委託業務に伴う成果品は、「成果物提出図書一覧」による。

2) 成果品は、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ担当職員と協議し、承諾を得なければならない。

3) 受託者は仕様書に規定がある場合又は担当員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなければならない。

4) 引渡し前における成果品の全部又は一部の使用を求めた場合には、使用同意書を提出するものとする。

5) 本委託業務における成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、この使用は発注者が自由に行えるものとする。

### 1.1. 検査及び納品

受託者は、本業務が完了したときは、本仕様書に指示された成果品一式を業務完了届と共に納品し、また検査を受けるものとし（検査を受ける場合には、あらかじめ成果品を整備し担当職員の確認を受け、成果品の全てを写真撮影の上、納品書を添付する）、発注者の検査合格をもって完了とする。なお、委託業務終了後、不明箇所等が生じた場合（納品後に成果品の洩れや不備・誤りがあった場合）は、必要に応じて補足説明等の措置をとること。

### 1.2. 成果物の提出場所

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地

『丹波篠山市 観光交流部 商工観光課』 担当：小立理恵

TEL：079-552-1111（代表）

TEL：079-552-6907（直通）

FAX：079-556-7021

商工観光課 E-Mail: kanko\_div@city.sasayama.hyogo.jp

### 1.3. 成果物提出図書一覧

本業務の提出及び成果品は次のとおりとする。

提出図書一覧				
提出図書	サイズ	部数	提出形式	適用
基本計画図書	A4	2部	製本 ファイル	
打合せ議事録	A4	1部	ファイル	Excel, Word 形式

※提出書類、サイズ、取り纏め方法等については、担当職員と協議のうえ変更可能とする。

以 上

# 文化観光拠点施設「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」基本計画策定業務 — 特記仕様書 —

本事業は、丹波焼の文化的価値が伝わる展示機能の不足や施設のコンセプトが明確になっていないなどの課題に対して、丹波焼が生まれる風土を体感し、窯元に会いたくなるゲートウェイとして、「丹波伝統工芸公園立杭陶の郷」のリニューアルを行うにあたり、令和5年度中に施設全体の基本計画を策定することを目的とする。

基本計画の策定にあたっては、基本的に自由な発想による事業提案とするが、次の要求事項を満たすこととする。

## 1. 施設リニューアルの基本コンセプトについて

まず、令和5年9月に文化庁に認定された「陶の郷」を中核とした丹波焼の郷文化観光拠点計画（丹波篠山市）を十分に参照し、その趣旨に沿った基本計画を策定すること。

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/pdf/93934201\\_10.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93934201_10.pdf)

施設の利用が少なければ丹波焼の歴史も文化も広く知られることはないので、文化観光拠点として、単なる改修ではなく、多くの集客が見込まれる魅力を作ること。健全経営のためにも売上げ・収益に直結する集客は重要であり、その集客は魅力が作れなければ期待できない。「行ってみたい」と誰もが思う魅力が必要である。

併せて、地域の文化への学びを深められるよう、丹波焼の歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うこと。

## 2. 業務内容について

- (1) 展示・解説の改修及び施設内の動線にかかる提案を行うこと。
- (2) 展示・解説の改修については、情報通信技術（映像等）の活用、多言語化を含むこと。
- (3) 施設内の動線については、周遊環境、滞在時間延長のための環境整備の提案（カフェスタンドの整備、窯元との交流スペース（例：セミナールーム）の整備等）を行うこと。また、動線についてはユニバーサルデザインにも配慮すること。
- (4) 施設の躯体は基本的に改修しないが、展示・解説の改変を行う室に限り、展示内容等に合わせた内装及び照明等に更新すること。
- (5) 事業全体の期間は令和5年度から令和9年度の5か年度とすること。
  - ・基本計画策定業務（今回発注の業務）＝令和5年度
  - ・展示解説改修等設計・工事实施・監修＝令和6年度～令和9年度
- (6) 採択後、基本計画策定を具体的に進めるにあたっては、施設指定管理者である

丹波立杭陶磁器協同組合（以下「組合」という。）及び丹波篠山市（以下「発注者」という。）と協議を密にし、その意見を基にコンセプト等の企画立案をすること。その際、組合の組合員の意向や問題意識が基本計画に反映され、リニューアル後に組合員が意欲的かつ主体的に施設運用に臨めるように対応すること。基本計画は令和6年度以降の設計の基盤となることから、基本計画提出前に企画案を組合及び発注者に提案し、十分に協議すること。

- (7) 基本計画書には、施設のコンセプト、改修の方向性を関係者に視覚的に共有することのできるビジュアルイメージ、改修にあたっての設計要件、集客・地域内循環につながるような展示内容やイベント企画案、施設指定管理者である組合及び発注者が参照可能な他地域・他施設の事例などを内容に盛り込むこと。

### 3. 基本計画を策定する施設の範囲について

陶の郷施設全体（伝産会館・伝習会館・物産センター・レストラン棟・受付棟及び施設内広場）を範囲とする。

ただし、展示スペースの改修を行う施設は、伝習会館、伝産会館とする。

・伝習会館	展示スペース	1階展示スペース	162 m <sup>2</sup>
		2階展示スペース	108 m <sup>2</sup>
・伝産会館	展示スペース	165 m <sup>2</sup> ×2室	
		エントランスホール	37.5 m <sup>2</sup>

### 4. 本業務の事業費上限（予定）

8,305千円（税込み）